

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月19日（平成29年（行情）諮問第489号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第561号）

事件名：特定年月に特定市立中学校の生徒がいじめにより自殺したと報道された件に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月2日付け29受文科初第1834号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が全く存在しないとは到底考えられない。

不開示部分は、いずれも、法5条1号及び6号にも共に該当しない。例え該当したにせよ、開示を定めたただし書全てに該当する。

また、不開示部分は、いずれも、法7条に該当する。

##### （2）意見書

#### ア 文書の特定

本件で特定された文書はいずれも、完成した文書であって、本件開示請求の内容からして、同文書を作成するまでの推敲過程等の文書も特定すべきである。

本件いじめ自殺の件で、文部科学省に宛てられた抗議・要望・意見等の手紙、電子メール、FAX、電話の記録等も特定すべきである。

文部科学省が本件いじめ自殺事件に関して特定都道府県A教育委員会や特定市A教育委員会とやり取りした行政文書一切を特定すべきである。

いきなり何の連絡もなく、報告書が提出されるとは考えられず、事前や事後に連絡や調整もあったはずである。その際の文書も特定すべきである。

議員や市民団体や個人等が問い合わせや質問等を行なったことに関する行政文書も、問い合わせや質問等の他、回答や回答過程の文書も特定すべきである。

また、いじめ自殺の案件で、担任の氏名を記載した文書が特定されていないことは、著しく不自然・不合理である。

#### イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

(ア) 本件と同時に開示請求した特定市Cのいじめ自殺の事案では、開示文書において、本件で不開示とされた情報に相当する情報は、開示になっている。したがって、同様の性質の情報を一方の事案において不開示とする一方で他方の事案において開示するということは明らかに処分の整合性が破綻しており、開示していてもなお、処分庁の表明するおそれが現実のものとなっていない以上、不開示事由に該当しないか、ただし書きに該当するとして、これを開示すべきである。

(イ) 「詳解情報公開法」(総務省行政管理局)によれば、「照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。」としている。加えて、「特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。」と記載されているのである。

(ウ) 学校名及び校長の氏名については、開示請求権者が法3条により、利害関係者だけではなく、何人と規定してあることから、ほとんどの開示請求者は、特別な調査を行うことができず、「他の情報」とは報道や議事録や行政資料センターで閲覧謄写できる資料等に限定されるものである。対して、当該学校の生徒、保護者、教職員、その他処分庁担当課職員、学校の近隣住民等であれば、開示を経なくとも学校名を知っているか、周囲の人間に聞くなどして正当かつ容易に知ることができるものである。このような場合には、当該情報は開示すべきである。処分庁の言う当該児童生徒の権利利益を害するおそれがあるとは言えない。むしろ、不開示により保護される利益は、本件開示請求の対象となった事案で適切な対応を怠ってきた学校・教育委員会の反社会的な不当な権利利益である。このような

情報を不開示とすることは、いじめの隠蔽であり、著しく正義に反する。

そして、特別の情報に有する関係者を基準にしたとしても、学校名から特定の個人が当該いじめに関係することを推測するためには、現実に、関係する児童生徒の氏名を認識していることが必要であるが、その場合には、当該情報が存在しなくとも、推測しようとする者にとっては誰がいじめに関係するかは明らかであるから、この場合においては、いじめにより生徒の尊い生命が失われた疑いが強い状況に鑑みても、生徒、保護者、その他学校関係者の権利利益を侵害するものとは言えない。

特定地方裁判所 A 特定日 D 判決（特定事件番号）によれば、「当該いじめがあった事実及びこれに関与した個人を認識できている者であれば、本件対象文書を開示されることによって、特定の個人を識別することができることとなるわけではないから、この場合には、「他の情報と照合することにより、」特定の個人を識別することができるとはいえないのであるし、当該いじめがあった事実及びこれに関与した個人を認識していない者が、本件対象文書を開示されることによって、一般的に入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなると認めるに足りる証拠もない。」、「被告の主張する「特定の範ちゅうの者」とは、どのような者を念頭に置いているのか判然としないし、例えば、小規模な学校に通学する児童やその保護者は、本件非公開部分に係る情報がなくとも、当該被害児童等がいじめの被害者であるか否か、いじめの被害者と認知されているか否かを識別することができる蓋然性が既に存在する可能性があり、そうであれば、本件対象文書が開示されることによって、特定の個人を識別することができることとなるわけではないということになるし、また、被告は、「学校名」が開示されることにより、個人の識別可能性が高まることについての具体的な主張立証をしていない（中略）。結局、本件全証拠をもってしても、特定の範ちゅうに属するものであれば、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとの事実を認めるに足りない。」として、学校名を開示せよという原告の請求を認容している。

「学校におけるいじめの認知件数を行政情報の公開を請求した者に対し公開することにより、児童の心情に影響を与え、その個人の権利利益を害するおそれがあるという相当因果関係があると認めるに足りる証拠はない。」、「本件非公開部分が公開されることにより将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足

りる合理的な理由があることが証明されなければならないところ、被告の提出する証拠の内容は、前記のとおりであり、これらの証拠は、学校名やいじめの認知件数等が公開されることになると、教育現場においていじめの認知に消極的になるといった事実を裏付けるに足りるものではないし、原告の提出する証拠によってもこの事実を認めることはできないことからすれば、いじめの認知という情報の性質を考慮しても、被告の主張する事実を認めるに足りないものというべきである。」と判断しているとおりに、被害児童生徒の権利利益を害するおそれがあるとは言えない。

市立学校の校長をすることは地方公務員の職務遂行情報であるから、学校の連絡先・住所、児童生徒数、学級数、教職員数は公務員の職務遂行情報として1号ただし書ハに該当する。

当該学校の関係者や保護者は、死亡した生徒の在籍していた学校の校長の氏名を既に知っているか、周囲の関係者から容易にかつ正当に知ることができる立場にあるため、情報公開請求により校長の氏名という情報の開示を得なくとも、校長を特定しているか、または特定することができる状態にあると言える。

また、そのような立場の者は、いじめ自殺の事案の性質からして、既に当該被害児童の氏名も知っている蓋然性が相当程度ある。

当該「学校の関係者や保護者」を基準にしたとしても、情報開示により、被害生徒を識別することができるようになるわけではなく、他の情報と照合することにより、被害生徒を識別することができるようになるわけでもない。そして、当該「学校の関係者や保護者」ではない者を基準にすると、学校名や校長の氏名を情報開示により知ったとしても、被害生徒を特定することなどできない。報道や議事録や行政資料センターで閲覧謄写できる資料といった他の情報と照合したところで、被害生徒を特定することなどできない。

また、学校名や校長名が不開示事由に該当しない以上、学校の特定につながることを以て不開示とされた情報一切も、不開示事由には該当しない。

学校名や校長の氏名を開示することこそが、後述の2010年における子どもの権利委員会による日本政府に対する第3回総括所見いわゆる国連勧告の「説明責任を確保し、かつ責任が問われない状態に終止符を打つこと。」に資するのである。

(エ) 学校名及び校長の氏名並びに事件等の概要・経緯・当該生徒に関することのうちのただし書該当性

例え1号柱書きに該当したとしても、同号ただし書に該当する。

特定市立特定中学校という学校名とともに1年生の女子生徒がい

じめにより自殺したという内容で報道がなされていたことは事実であるから、処分庁は、その事案に係る文書一切を特定すべき義務があった。

公立学校の校長を務めることは公務員の職務遂行情報であるから、校長の氏名は特定市Aの地方公務員の氏名として1号ただし書イに該当する。

特定地方裁判所Bの判決により、特定市B教育委員会は、アンケートの「調査項目ごとの回答内容」を個人、委員会、部活動の名称等を不開示とした上で部分開示しているが、処分庁の表明するおそれは現実のものとはなっていない。

特定都道府県B情報公開審査会の答申は、校長や担任教師とは限らないが、都道府県立学校の担当者の氏名は職員録等の「他の情報」によって当該学校の名称が判明するものであるが、都道府県立学校の担当者の氏名を開示しても各いじめの被害者や加害者等を特定することはできないとして、いじめの被害者や加害者等の個人情報該当性を否定して公務員の職務遂行情報として開示の判断をしている。

2010年における子どもの権利委員会による日本政府に対する第3回総括所見いわゆる国連勧告によると、「市民社会との協力  
25. 市民社会組織と多くの会合が持たれてきたことに関する締約国の情報には留意しながらも、委員会は、子どもの権利のための政策及びプログラムの開発、実施および評価のあらゆる段階で重要である継続的協力の慣行が今なお確立されていないことを懸念する。委員会はまた、市民社会組織が、委員会の前回の総括所見のフォローアップに関与しておらず、又は締約国の第3回定期報告書の作成中に意見を述べる十分な機会を与えられなかったことも懸念する。

26. 委員会は、締約国に対し、市民社会との協力を強化するとともに、条約の実施のあらゆる段階（定期報告書の作成を含む）を通じて市民社会組織のより組織的な関与を図るよう奨励する。」と勧告されている。この点を本件に当てはめるに、いじめの問題に取り組むにつき、いじめに関する情報公開は、行政と「市民社会との協力」そのものであり、「子どもの権利のための政策及びプログラムの開発、実施及び評価のあらゆる段階で重要である継続的協力の慣行」自体又はそれに資する行政作用であり、本件審査請求を認容して不開示部分を開示することこそが「市民社会との協力を強化する」ことであるとともに「条約の実施のあらゆる段階（定期報告書の作成を含む）を通じて市民社会組織のより組織的な関与を図る」ことである。

さらに、いじめ自殺という本件の情報の性質については、「子どもに対する暴力に関する国連研究のフォローアップ 49. 子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究について、委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。(中略)(b)以下の勧告に特段の注意を払いながら、子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関わる同研究の勧告の実施を優先させること。(中略)(ii)子どもとともに及び子どものために活動している全ての者の能力を増進させること。(中略)(v)説明責任を確保し、かつ責任が問われない状態に終止符を打つこと。(中略)(c)全ての子どもがあらゆる形態の身体的、性的及び心理的暴力から保護されることを確保し、かつ、このような暴力及び虐待を防止し、かつ、これに対応するための具体的な(かつ、適切な場合には期限を定めた)行動に弾みをつける目的で、市民社会と連携しながら、かつ、特に子どもの参加を得ながら、これらの勧告を行動のためのツールとして活用すること。」と勧告されている。この点を本件に当てはめるに、審査請求人は、特定学会の会員、特定医院における子どもの心研究所・子どもの心の病検討会等として「子どもとともに及び子どものために活動している」者であり、本件不開示情報を開示することこそが「の能力を増進させること」に当たる。そして、学校名や校長の氏名やいじめの有無や調査内容といった不開示部分を開示することこそが「説明責任を確保し、かつ責任が問われない状態に終止符を打つこと。」そのものである。

さらに、本件のような情報を開示することこそが「全ての子どもが」いじめという「身体的、性的及び心理的暴力から保護されることを確保し、かつ、このような暴力及び虐待を防止し、かつこれに対応するための具体的な(かつ適切な場合には期限を定めた、審査請求人註、本件では、開示決定期限のことである)行動に弾みをつける目的で、市民社会と連携しながら、」「これらの勧告を行動のためのツールとして活用すること。」になるのである。公表慣行を広く認めたり、ただし書該当性を緩やかに解釈したりすることは子どもの権利条約の勧告の求めるところである。したがって、ただし書きイロハに該当する。

学校名はそもそも公にしておくべき情報である。学校名を回答することになったとしても、現在、通学しているか、今後、通学することになるいじめの対象となりうる子どもやその保護者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるから、輪をかけてただし書口に該当する。

そして、特定都道府県B情報公開審査会は、「平成24年11月

27日付けで文部科学省大臣官房長及び同省初等中等教育局長の連名により「「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について（通知）」という通知が出されており、その中では学校に徹底が求められる取組として、「いじめの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める必要がある」との記述がある。すなわち、都道府県民や保護者にとって、各学校のいじめの問題に対する取組を始めとする教育環境を知ろうとすることは当然のことであり、実施機関は各学校に関する教育情報を広く都道府県民に知らせる責務があるというべきであり、支障をおそれて非開示とすることは、説明責任を果たす観点からも望ましいとはいえない。したがって、実施機関の主張する「支障」は教育情報の開示という公益性を上回る程度の実質的なものであるとは認められない。」と判断している。

裁判所は、「いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行されたことから明らかなように、いじめを防止し、その発生が認知された場合には適切な対応を行うことが必要な重大な問題である。」と付言している。

文部科学省は、「「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について（通知）」の2（1）9）及び「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査結果について（概要）」の13頁において「問 貴教育委員会において、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っていますか。」に対して「求められる取組」として「各教育委員会は、学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進したり、いじめの問題に関する家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を行うなど、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある。」と下線まで引いて強調している。「「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について（通知）」の2（2）6）及び「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況

に係る緊急調査結果について（概要）」の24頁において「問 いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている。」に対して「求められる取組」として「いじめの問題の重大性を踏まえ、」「事実を隠したりすることなく」するとともに、また、「学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めることが必要である。」としている。

学校名やいじめの内容や調査の内容の開示は、「学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け」ることに不可欠である。

本件のような情報の公開は、「いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進」することそのものであり、「いじめの問題に関する家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を行う」ことそのものである。

本件審査請求を認容することこそが「いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る」行政措置なのである。

公表慣行を広く認めたり、ただし書該当性を緩やかに解釈したりすることは「いじめの問題の重大性を踏まえ」ることに該当し、学校名や校長、担任の教員の氏名やいじめ調査の実態等を開示することこそが「事実を隠したりすることなく」及び「学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めることが必要である。」に該当するのである。

(オ) 略

(カ) 法3条により、当該学校の設立母体である地方公共団体の住民も、開示請求者に含まれる。当該住民が、不法行為責任又は債務不履行責任に基づきいじめを放置したり隠蔽したりした教職員らの責任を追及するために当該教職員らを真正怠る事実の相手方として住民監査請求及び住民訴訟をするための証拠として使用することは、当該被害児童や遺族だけではなく、将来、同様に当該学校に通うことになる子どもやその保護者にとどまらず、当該学校の設立母体である地方公共団体の住民全体の財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報に該当するため、1号ただし書口に該当する。

(キ) したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由には該当しないというべきである。

ウ 結語



したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

処分庁は、担任教師の氏名を記載した文書を特定しなかった上、学校名や校長名、いじめの内容や調査方法といった情報を執拗に被害生徒に関連付けて不開示妥当としようとしているが、学校名や校長名、いじめの内容や調査方法の開示となったら突然に児童生徒のことを慮るようになるにもかかわらず、常日頃は、いじめの相談を無視し、命からがら助けを求めてきた子どもをあざ笑い、自殺に追い込んでいることを忘れてはならない。教育委員会は、先般の特定市Aいじめ防止対策委員会の開催前の待ち時間に校長会の委員が放言したように、いじめられた子どもの死などただ面倒なこととしか思っていないのであり、処分庁の弁明は、明らかに学校、校長、担任教師の責任を市民社会が追及することを阻止するための措置であり、本件のような処分を認めるようでは、法1条の規定に著しく反すると言わなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「児童生徒の事件等報告書」「特定日B記者会見想定」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法5条1号及び6号に基づき不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

#### 2 文書の特定について

行政文書開示請求書においては別紙1に掲げる内容が記載されている。

文部科学省としては、上記文書について、特定日Cに特定市立中学校1年女子生徒が自殺したと報道された件に関する文書を意味すると考え、開示文書を特定したところである。

「児童生徒の事件等報告書」とは、児童生徒が自殺した場合（自殺が疑われる場合や未遂を含む。）であって、いじめを受けていた、友人関係で悩んでいた、教職員との関係で悩んでいた（これらの可能性があるものを含む。）など、学校生活に起因する可能性がある場合や、事案が全国報道で扱われ得る場合に、各地方公共団体の担当課等に対して、速やかに文部科学省初等中等教育局児童生徒課まで送付することを依頼している報告書である。開示文書である「児童生徒の事件等報告書」は、特定日Cに特定市立中学校1年女子生徒が自殺した事案について特定都道府県A教育委員会から文部科学省初等中等教育局児童生徒課に報告された文書である。

また、「記者会見想定」とは、定例で行われる大臣の記者会見に当たり、事前に予想される質問について作成された想定問答である。開示文書である「特定日B記者会見想定」は、特定日Cに特定市立中学校1年女子生徒

が自殺した事案について作成された想定問答である。

したがって、本件対象文書は、特定日Cに特定市立中学校1年女子生徒が自殺したと報道された件に関する文書に当たる。

以上から、「児童生徒の事件等報告書」及び「特定日B記者会見想定」は、審査請求人の請求する行政文書に該当する。さらに、念のため確認したところ、これらの文書の外に審査請求人の請求する行政文書に該当する文書は存在しなかった。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 法5条1号該当性

「児童生徒の事件等報告書」には、「事件等の概要」、「発生日時」、「発生場所」、「当該児童生徒の名前・学校名」、「学校の概要」、「事件等の経緯」、「当該児童生徒に関すること」及び「報告日」が記載されているところである。また、「特定日B記者会見想定」には、携帯電話番号・「特定都道府県A教育委員会より聴き取り」の記載がされている。これらについては、次に掲げる理由から法5条1号に該当する。

すなわち、本件対象文書には、当該児童生徒の氏名、学年・年齢及び性別のほか、学校名、学校の所在地等学校の特定につながる情報、学校生活の状況や家庭環境などといった事件の背景事情や事件に至る経緯を含めた当該児童生徒の個人的な特性に関する情報、事件発生の日時及び場所の特定につながる情報等が記載されているものであり、これらは全体として当該児童生徒を識別することができるものである。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条1号本文所定の情報に該当するというべきである。

#### (2) 法5条1号ただし書該当性

次に、第5条1号ただし書イ該当性について検討すると、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報が、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認められることはできないから、本件対象文書に記載された情報が、法5条1号ただし書イに該当すると認められることはできない。

また、法5条1号ただし書ロ該当性については、本件対象文書に記載された情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めべき特段の事情があるとは言えない。

さらに、法5条1号ただし書ハ該当性を検討すると、国家公務員、地方公務員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員であることをうかがわせる事情は認められないので、本件対象文書に記載された情報が、法5条1号ただし書ハに該当すると認められることはできない。

### (3) 法5条6号該当性

「特定日B記者会見想定」には、行政機関の「直通電話番号」及び「内線番号」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条6号本文に該当する。

すなわち、行政機関の直通電話番号及び内線番号については、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている行政機関の「直通電話番号」及び「内線番号」は、いずれも法5条6号本文所定の情報に該当するというべきである。

#### 4 原処分当たりの考え方について

文部科学省においては、審査請求人の請求する行政文書に該当する文書は本件対象文書の外に存在せず、また、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条1号本文及び同条6号所定の情報に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月19日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月22日 審議
- ⑤ 同年3月5日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙2に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）を特定し、その一部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書があるとして原処分の取消しを求めるとともに、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとお

り説明する。

ア 審査請求人が求める本件請求文書の内容から、特定日Cに特定市立中学校1年女子生徒が自殺した事案について特定都道府県A教育委員会から文部科学省に報告された「児童生徒の事件等報告書」（文書1）及び特定市立中学校1年女子生徒が自殺した事案に係る大臣の想定問答である「特定日B記者会見想定」（文書2）を特定した。

イ 文部科学省において特定都道府県A教育委員会から受領した本件事案に係る資料は、「児童生徒の事件等報告書」のみであり、その後の追加の報告や資料の提供はない。また、特定市A教育委員会からはそもそも何ら資料の提供は受けていない。

ウ 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）ア）において、①本件対象文書を作成するまでの推敲過程等の文書、②本事件に関して文部科学省に宛てられた抗議・要望・意見等の手紙、電子メール、FAX、電話の記録等、③本事件に関して特定都道府県A教育委員会や特定市A教育委員会との連絡や調整に係る文書、④議員や市民団体や個人等の問い合わせや質問等を行ったことに関する文書、⑤④についての回答や回答過程の文書及び⑥本事件に関しての担任の氏名を記載した文書等について特定すべきであると主張している。

しかしながら、上記①のうち「児童生徒の事件等報告書」は、その作成主体は特定都道府県A教育委員会であり、「特定日B記者会見想定」は、その推敲過程を行政文書として保管しておくべき法令等による義務はなく、上記②、④及び⑤は、これを作成しておくべき法令等による義務はなく、上記③及び⑥は、本件事案に関して特定都道府県A教育委員会や特定市A教育委員会から受け取った文書は、上記イで説明するとおり「児童生徒の事件等報告書」のみであり、連絡や調整についても、電話で行っているため、それに関する記録も作成していないため、いずれも、文部科学省において作成・保有していない。

エ なお、諮問に際して、念のため、行政文書ファイル管理簿を改めて検索するとともに、特定課の執務室及び書庫等を探索したが、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について改

めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文書1について

(ア) 文書1は、特定都道府県A教育委員会から文部科学省に提出のあった本件事案に係る「児童生徒の事件等報告書」であり、自殺した児童生徒の氏名、学校名、学校生活の状況、事件発生時間及び場所等の児童生徒を識別することができる情報が記載されていることから、文書1の全体が法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、不開示部分のいずれの情報も文部科学省において公にしておらず、法5条1号本文前段の不開示情報に該当する。

(イ) 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）イ（ウ））において、当該学校の生徒や近隣住民等にとって誰がいじめに関係しているか明らかであるので、生徒、保護者、その他学校関係者の権利利益を侵害することはない旨主張する。

しかしながら、文書1に係る不開示部分には、自殺した児童生徒の学校や家庭内での行動、当該児童生徒が当時有していたと推察される心情など、通常他人には知り得ない非常にデリケートな内容が含まれており、これらの情報を公にした場合、当該児童生徒の友人、知人、学校関係者及び近隣住民等一定範囲の者であれば、当該児童生徒をより特定しやすくなることは否定できず、その結果、それらの者に当該児童生徒の学校や家庭内での行動や当時の心情など、通常人に知られたくない機微な情報が知られる結果となり、当該児童生徒の権利利益を害することとなるので、審査請求人の主張は失当である。

イ 文書2について

文書2は、本件事案に係る大臣の想定問答である「特定日B記者会見想定」であり、①行政機関の直通電話番号及び内線番号、②携帯電話番号並びに③特定都道府県A教育委員会からの聴き取り情報の一部を不開示としている。

上記①は、文部科学省において公にしていないことから、当該文書を公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号の不開示情報に該当する。

上記②は、文部科学省において公としていない緊急連絡先として登録された職員個人の私用携帯電話の電話番号であり、当該職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

上記③は、文部科学省において公としていない児童生徒の学校生活

の状況，家族構成等であり，児童生徒を識別することができる情報を不開示としており，いずれの情報も文部科学省において公にしていな  
い。したがって，当該文書は，法5条1号本文前段の不開示情報に該  
当する。

(2) 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

ア 文書1について

(ア) 文書1の不開示部分には，自殺した児童生徒の氏名，学校名，学  
校生活の状況，事件発生時間及び場所等の記載が認められる。

(イ) これらは，いずれも当該児童生徒に関する情報であるので，文書  
1全体が，一体として当該児童生徒に係る法5条1号本文前段に規  
定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる  
情報に該当すると認められ，また，同号ただし書イないしハに該  
当するとすべき事情も認められない。

次に，法6条2項による部分開示の検討を行うと，児童生徒の氏  
名は個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また，そ  
の余の学校名，学校生活の状況，事件発生時間及び場所等について  
は，公にすることにより，児童生徒の友人や知人といった一定範囲  
の者には当該児童生徒の特定が可能となることは否定し難く，それ  
らの者に事件の詳細な経緯等が明らかとなって，当該児童生徒の権  
利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示はで  
きない。

したがって，文書1の不開示部分は，法5条1号に該当し，不開  
示とすることが妥当である。

イ 文書2について

(ア) 文書2の不開示部分には，①行政機関の直通電話番号及び内線番  
号，②携帯電話番号並びに③特定都道府県A教育委員会からの聴き  
取り情報の記載が認められる。

(イ) 上記①は，公となった場合，いたずらや偽計等に使用され，事務  
の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(1)イの諮  
問庁の説明は首肯できる。

したがって，上記①は，法5条6号柱書きに該当し，不開示とす  
ることが妥当である。

(ウ) 上記②は，職員個人の私用携帯電話の電話番号であるので，当該  
職員に係る法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別するこ  
とができる情報に該当すると認められ，また，同号ただし書イない  
しハに該当するとすべき事情も認められず，個人識別部分であるの  
で，法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって，上記②は，法5条1号に該当し，不開示とすること

が妥当である。

(エ) 上記③は、児童生徒の学校生活の状況、家族構成等であり、当該児童生徒の氏名は記載されていないものの、これらを公にすることにより、児童生徒の友人や知人といった一定範囲の者には当該児童生徒の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に事件の詳細な経緯等が明らかとなって、当該児童生徒の権利利益を害するおそれがあると認められるので、当該部分は、法5条1号本文後段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記3において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙 1 (本件請求文書)

特定日 A に特定市立中学校の 1 年生の女子生徒がいじめにより自殺したと報道された件に関する文書一切

例えば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報及びインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第 38 条及び 35 条に規定される文書及びそれに相当する文書、贈与等報告書、電話又はその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙や FAX や電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。広く解釈して御特定下さい。



別紙 2 (本件対象文書)

文書 1 児童生徒の事件等報告書

文書 2 特定日 B 記者会見想定